

別紙3－1（地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備に関する事業に係る運用）

第1 事業の内容

実施要領第3の1の(3)のアの(ア)に掲げる地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備に関する事業（以下「本事業」という。）による交付金の交付対象事業及び交付額算定交付率は、別表に掲げるとおりとする。

第2 施設整備対策事業実施計画等の作成

本事業の計画主体は、施設整備対策事業実施計画（別記様式第1号）及び施設整備対策事前点検シート（別記様式第2号）を作成し、実施要綱第4の2の(1)の所得向上計画の関連計画として添付するものとする。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、地方公共団体等が出資する法人、農業者等の組織する団体、一般社団法人若しくは一般財団法人（中山間地域の農業者等の所得向上等をその目的とする法人に限る。）、農業委員会、地域再生推進法人、PFI事業者（地域連携販売力強化施設に限る。）又は計画主体が指定した者とする。ただし、第1の別表の(5)の事業にあっては、都道府県、市町村、土地改良区又は計画主体が指定した者とする。

なお、地方公共団体等が出資する法人、農業者等の組織する団体及び計画主体が指定した者については、以下の基準を満たす者とする。

1 地方公共団体等が出資する法人

地方公共団体等が出資する法人については、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会のうち整備する施設等の目的・内容に即した者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人とするものとする。

2 農業者等の組織する団体

農業者等の組織する団体については、実施する事業の受益者である農業者3者以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体とするものとする。なお、法人格のない団体においては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

3 計画主体が指定した者

計画主体が指定した者とは、参入法人（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第14条第1項に規定する事業により農用地を借り受

けた特定法人及び農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 3 項の規定又は農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 3 項第 3 号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）その他中山間地域の活性化に資する者であって、計画主体が実施要綱第 3 の 3 の（2）に規定する所得向上計画の区域（以下「計画区域」という。）の農業者等の所得向上を推進するために真に必要と認めた者であり、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ア 参入法人にあっては、3 戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行うこと又は 3 戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行うことに係る目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- イ その他中山間地域の活性化に資する者にあっては、中山間地域の活性化の推進や農業者等の所得向上に関する活動項目が規約等で定められており、3 者以上の構成員からなる団体であること。
- ウ 参入法人その他中山間地域の活性化に資する者のうち、会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。）にあっては、資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人（以下「中小企業」という。中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第 2 条第 3 号に定める子会社をいう。）は除く。）であり、計画主体を構成員に含む中山間地域の活性化等に取り組む地域協議会に構成員として参画していること。

第 4 実施基準

交付対象事業の実施基準は、以下のとおりとする。

- (1) 既に市街地を形成している区域は、本事業の対象外とする。
なお、地域連携販売力強化施設については、計画区域内の農業者等が当該施設の主たる受益者であって、計画区域内の農業者等の所得向上を図る上で必要な施設と計画主体が認める場合にあっては、この限りではない。
- (2) 既存施設又は資材の有効利用等及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品、新材の利用による事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。この場合、それぞれの事業による交付対象は次のとおりとする。
 - ア 増築、改築又は併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は交付対象としない。また、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備する場合（いわゆる更新）は、交付対象としない。
 - イ 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限って、交付対象とできるものとする。

ウ 古品、古材の利用については、次によるものとする。

(ア) 古品、古材を利用する場合は、古品、古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。

(イ) 使用する古品、古材の材質、規格、型式等は、新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品新資材と同程度の耐用を有するものでなければならないものとする。

(ウ) 古品、古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品、古材は、交付対象としないものとする。

(エ) 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。

(3) 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数が5年以上のものとする。

(4) 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。

ア 地域連携販売力強化施設においては、当該地域の交通状況、入込客数、都市との交流状況の実績及び今後の見込み等

イ 地域連携販売力強化施設以外の施設においては、都道府県及び近隣市町村内の類似施設の賦存状況、利用状況の実績及び今後の見込み等

ウ 施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等

エ 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等

オ 施設等の適切な運営に必要となる経営戦略及び運営体制等

(5) 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。

(6) 個人施設、目的外使用のおそれがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。

(7) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。

(8) 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならない。

(9) 施設の用地が確保される見通しがないなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していないこと。

(10) 事業実施主体において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。

(11) 事業実施主体が施設等の管理及び運営に当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設のうち、事業費で5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。

- (12) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- (13) 地域連携販売力強化施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準や構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと。
- (14) 育苗箱、パレット、コンテナ（プラスチック製通い容器及び荷受調整用のものに限る。）、運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトは除く。）、チェーンソー等の汎用性のある備品等は交付対象としない。
- (15) 次の施設別上限事業費を超える部分は、交付の対象外とする。
- ア 農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の II の II-1 の第 2 の 4 の（2）整備事業の上限事業費の基準に準ずるものとする。
- イ 地域連携販売力強化施設については、延べ床面積 1 m²当たり 29 万円以内とする。
- (16) 地域連携販売力強化施設については、年間を通して運営されるものであり、かつ、継続的に雇用と所得を生み出し、6 次産業化と女性参画の促進に寄与するものであること。
- (17) 交付対象事業の受益者数は、1 箇所又は 1 施設の個々の施設等について、農業者 3 者以上であるものとする。

第 5 事業の施行

1 事業の実施

（1）実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、所得向上計画に基づき交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。

また、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、計画主体に当該実施設計書を提出するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会の議決等を得るものとする。

なお、予算案又は事業計画案の作成に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

(3) 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会等にあっては、それぞれの関係法規の定めるところなどにより、農業者等の組織する団体等にあっては、関係者の総会によって議決等して行うものとする。

なお、地元負担金の調達にあっては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに充てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

(4) その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、建築基準法に基づく確認又は農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

(5) 交付対象事業の着手

事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業に着工したときは、速やかにその旨を文書等により、計画主体に届け出るものとする。

2 施行方法

(1) 施行方法

交付対象事業は次の（2）から（5）までに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1つの交付対象事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの交付対象事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建築工事は、原則として請負施行によるものとする。

また、共同利用機械及び器具の購入は、直営施行によるものとする。

(2) 直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された

現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 購入

共同利用機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、次の（ア）及び（イ）の場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、（イ）の場合において随意契約を行う場合には、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。また、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

（ア）事業実施主体が農業者等の組織する団体であって、競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得るなどの手続を行う場合

（イ）競争入札に付しても入札者がいるとき、又は落札に至らなかった場合

（3）請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によりを行い、適正を期するものとする。

ア 請負方法

（ア）工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、次の（a）から（c）までの場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、（c）の場合において随意契約を行う場合には、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

（a）事業実施主体が農業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得るなどの手続を行う場合

（b）事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき P F I 事業を実施する場合

（c）競争入札に付しても入札者がいるとき、又は落札に至らなかった場合

(イ) 地方公共団体以外の事業実施主体が、(ア)により契約をしようとする場合は、中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱（平成28年10月11日付け28農振第1355号、以下「交付要綱」という。）の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

(ウ) 計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農業者等の組織する団体等が、交付対象事業の施工管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受

託代行者」という。)は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によるこの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がないとき、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。

この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

地方公共団体以外の事業実施主体が、代行施行契約をしようとする場合は、交付要綱の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えることなどにより、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせることなどにより、適正を期するものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から共同利用施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

3 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第6 未しゅん功工事の防止

共同利用機械・施設等の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第7 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届け

事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、本事業で整備した施設等（以下この第7から第10までにおいて「施設等」という。）ごとに工事が完了したときは、速やかにその旨を文書により計画主体に届け出るものとする。

計画主体は、必要に応じて当該工事のしゅん功検査を実施し、不適正な事態

がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

2 事業の実績報告

(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書（交付要綱において定める実績報告書をいう。以下同じ。）に出来高設計書を添付して計画主体に報告するものとする。

なお、計画主体は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

(2) 計画主体である事業実施主体は、実績報告書に出来高設計書、事業完了後の施設等の写真及び領収書等を添付して当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

第8 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定するなどの方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。
- 2 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農業者等の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行するなどの方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。
- 3 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 4 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- 5 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。
- 6 人件費の算定等にあっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うこと。

第9 施設等の管理

事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が同法第 244 条の 2 第 1 項に規定する条例の定めるところにより施設等を管理する場合には、この限りではない。また、所得向上計画の区域内に存する団体等（事業実施主体となり得る者に限る。）であって事業実施主体が直接管理する場合よりその施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められる場合には、その団体等に管理させることができる。この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、補助金等交付事務の取扱いについて（昭和 39 年 11 月 19 日付け 39 経第 4086 号農林大臣官房経理課長通知）様式第 3 号による財産管理台帳を施設等に備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。
- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分の手続

- (1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条の別表による処分制限期間又は減価償却資産の耐用

年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条に基づく財産処分（以下単に「財産処分」という。）として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房經理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、計画主体の承認を受けなければならない。

- （2）計画主体が（1）の承認をするときは、あらかじめ地方農政局長等に申請し、承認を受けなければならない。
- （3）計画主体である事業実施主体が財産処分をしようとするときは、承認基準の定めるところにより、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 利用計画の変更

第4の（4）の利用計画の変更は、所得向上計画策定当初の目的に資するものである場合には、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、利用計画の変更の必要性を検討し、計画主体にその旨を届け出るものとする。

5 利用目的の変更

- （1）計画主体は、第4の（4）の利用計画の変更を検討し、又は利用計画の変更に沿った施設等の利用等を行っても、適正かつ効率的な利用が期待し難いと判断され、かつ、所得向上計画策定当初の施設等の利用目的に対応した交付対象範囲の施設等として引き続き有効活用を図ることが確実と認められる場合に限り、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）に対し、施設等の利用目的の変更を検討させ、3の財産処分の手続を行わせることができる。
- （2）計画主体である事業実施主体は、自ら施設等の利用目的の変更を検討し、3の財産処分の手続を行うものとする。
- （3）（1）又は（2）の場合においては、当該施設等の処分制限期間内において従前の交付条件を継承することとし、目的外使用により事業実施主体に収益がある場合を除き、国庫補助金相当額の納付は要しないものとする。

6 増築等に伴う手続

- （1）事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築又は模様替え（以下「増築等」という。）を行うときは、あらかじめその旨を文書により、計画主体に届け出るものとする。
- （2）（1）により届出を受けた計画主体又は計画主体である事業実施主体は、当該増築等の必要性を検討するものとする。

7 災害等の報告

- （1）事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、天災その他の

災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所の被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧する工事をいう。以下同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を計画主体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、計画主体は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

- (2) 手戻り工事が発生した旨の報告を受けた計画主体又は事業実施主体である計画主体は、速やかに当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局等（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）へ電話等により連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から 30 日以内に地方農政局長等に（1）の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。
- (3) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに施設整備対策災害報告書（別記様式第3号）により、計画主体に報告するものとする。

計画主体は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、地方農政局長等に報告するものとする。なお、計画主体が事業実施主体として災害による報告を行う場合も同様とする。

第10 事業実施主体が行う関係書類の整備

交付要綱に定める関係書類として、事業実施主体は、次に掲げる関係書類を保管しておくものとする。

1 予算決算関係書類

- (1) 交付対象事業の実施に関する総会等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

（直営施行の場合）

- (1) 工事材料検収簿、同受払簿
- (2) 賃金台帳、労務者出面簿
- (3) 工事日誌及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合）
- (5) その他
（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）

- (1) 入札てん末書類
 - (2) 請負契約書類
 - (3) 工事完了届及び現場写真
 - (4) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合）
 - (5) その他
- 3 経理関係書類
- (1) 金銭出納簿
 - (2) 分（負）担金徴収台帳
 - (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
 - (4) その他
- 4 往復文書等
- 所得向上計画、施設整備対策事業実施計画及び施設整備対策事前点検シート、交付金の交付から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類
- 5 施設管理関係書類
- (1) 管理規程又は利用規程
 - (2) 財産管理台帳
 - (3) その他

第11 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 建築工事及び製造請負工事

別表の（1）から（3）までの整備に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費	
(a) 建築工事費	
(b) 製造請負工事費	
(c) 機械器具費	機械器具は、汎用性がないものに限る。
2 実施設計費	
3 工事雑費	「農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて」（平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の2によるものとする。

(2) 共同利用機械器具

別表の（4）の高生産性農業用機械施設の整備に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 機械器具費 (a) 本機購入費 (b) 附属機械器具購入費	機械器具は、汎用性がないものに限る。
2 工事雑費	本機及び附属機械器具の運送料、定置式機械の据付料（車輛購入費にあっては、重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料を含む。） ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を除くものとする。

（3）土地基盤の整備

別表の（5）及び（6）の整備に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費	支給品費を含む。修景施業や花木植栽等が必要な場合は、樹高伐、樹下植栽、その他育林を含む。
2 測量設計費	工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費
3 機械器具費	工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が、工事期間を超えるものを除く。）
4 営繕費	工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入れに必要な経費
5 用地費及び補償費	補償費については、工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び工事請負人が善良な管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力により損失を与えた場合に限る。 なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号農林省農地局長通知）の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。
6 全体実施設計費	
7 換地費	土地改良法第2条第2項第2号に規定する区画整理及び同法同条同項第3号に規定する農用地の造成に要するものに限る。
8 工事雑費	附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。

(4) 附帯事務費

ア 附帯事務費の額

交付対象となる附帯事務費の額は、交付対象事業に要する総事業費に附帯事務費及び工事雑費の取扱通知別表3に定める交付対象事業別の附帯事務費の率を乗じて得た額以内とする。

イ 附帯事務費の使途基準

交付対象となる附帯事務費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の1によるものとする。

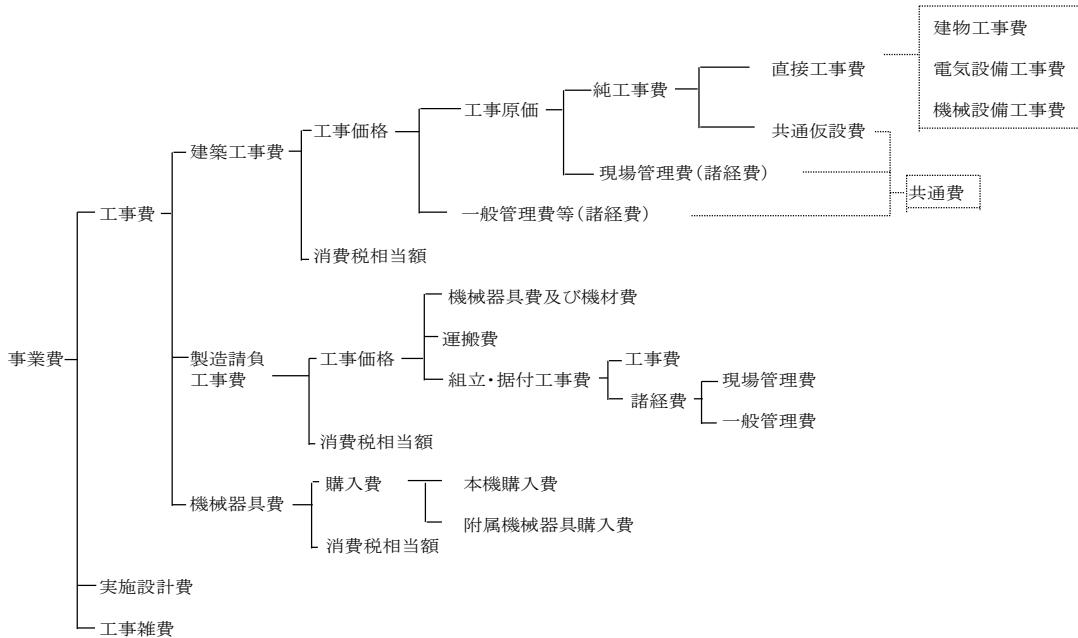
ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付の対象としない。

2 交付対象事業費の構成

1の(1)から(3)までの交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

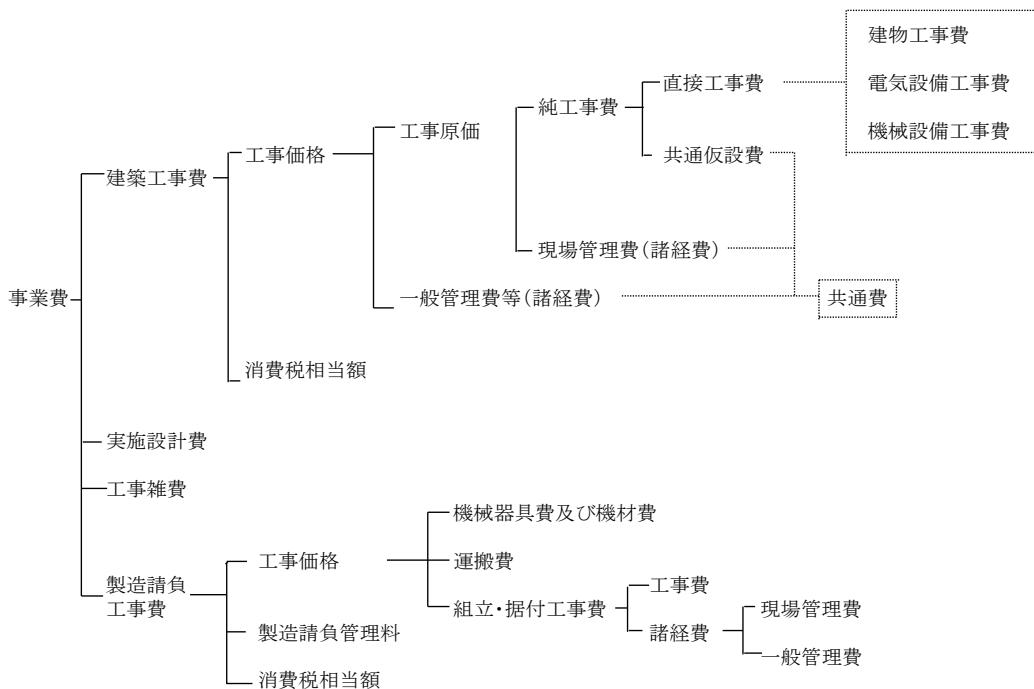
(1) 建築工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合

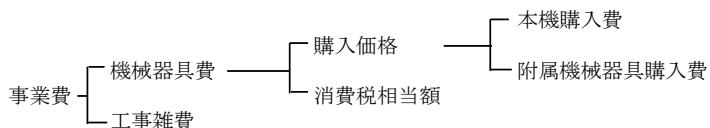


注) この表は、「「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」、「公共建築工事見積標準書式」の制定について」(平成17年3月25日付け16 経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

イ 代行施行の場合

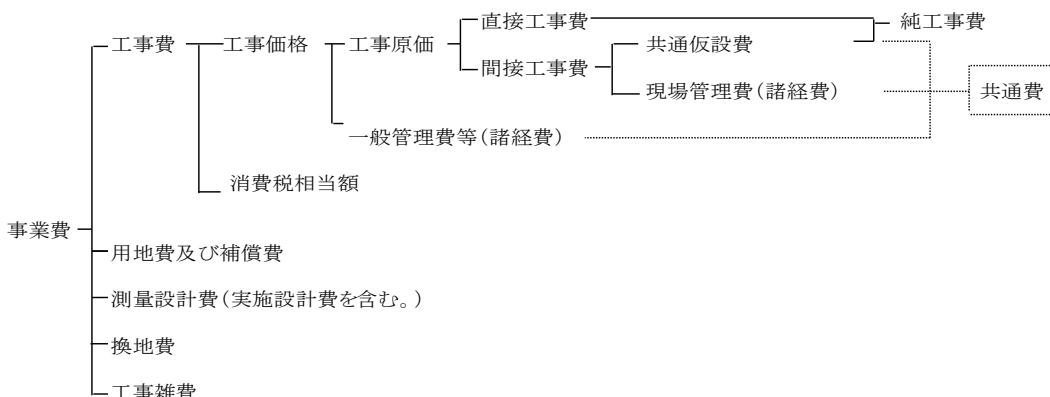


(2) 共同利用機械器具



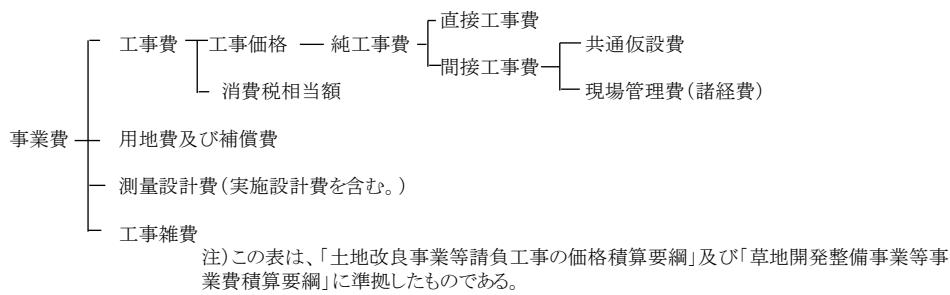
(3) 土地基盤の整備

ア 請負施行の場合



注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準拠したものである。

イ 直営施行の場合



3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施工方法に応じ、次により積算するものとする。また、1事業が2以上の施工方法により施工される場合には、それぞれの施工方法別に区分して積算するものとする。なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。ただし、（3）土地基盤の整備にあっては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

（1）建築工事及び製造請負工事

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

（ア）積算の方法

① 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建築工事費は、直接工事費及び共通費に、製造請負工事費は、機械器具及び機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具費は、本機購入費及び附属機械器具購入費に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建物工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確にし、性能の比較検討等を行うものとする。

② 建築工事及び製造請負工事の積算は、原則として「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

- ① 支給品費は、請負施行及び委託施行にあっては事業実施主体が、代行施行にあっては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- ② 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- ③ 工事材料を支給する場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品、古材

- ① 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
- ② 請負工事にあっては、当該工事に使用される古品、古材は事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

(エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮廻、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動 力 用 水 光 热 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技 術 管 理 費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用

運搬費 その他の	共通仮設に伴う運搬に要する費用 上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用
-------------	---

(オ) 諸経費

- ① 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等又は直営施行における地方公共団体等が出資する法人が必要とする次の表1に掲げる現場管理費及び次の表2に掲げる一般管理費とする。
- ② 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。
ただし、直営施行における地方公共団体等が出資する法人の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

表1 現場管理費

区分	内容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処

雜 費	理した場合の経費の配賦額 会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する費用、その他の上記のいずれの科目にも属さない費用
-----	---

表2 一般管理費

区 分	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。)
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 懸 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試 験 研究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 稅 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雜 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じ

たものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用）及び設計費（設計に必要な費用）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合は、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2に準じるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付の対象としない。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の規定にかかわらず、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が計画主体と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具及び機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。なお、特許権に係る設備の場合は、（ア）から（ウ）までの要件に関わりなく区分できるものとする。

（ア）交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

（イ）施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

（ウ）設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

オ 合体施行

合体により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即して適正な方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するなど適正に行うものとする。

(2) 共同利用機械器具

機械器具のみの購入に係るものについては、本機購入費、附属機械器具購入費等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確とし、性能の比較検討等を行うものとする。

また、工事雑費の積算の取扱いについては、(1) のウに定めるところによるものとする。

(3) 土地基盤の整備

ア 工事費

(ア) 積算の方法

原則として、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改D第 24 号農林水産事務次官依命通知）、土地改良事業等請負工事積算基準（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改D第 49 号農林水産省構造改善局長通知）及び草地開発整備事業等事業費積算要綱（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 9545 号農林省畜産局長通知）その他実施しようとする事業と同種の団体営級の公共事業に準じて積算するものとする。

(イ) 支給品費等の取扱い

支給品費及び地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である事業の現場管理費及び一般管理費等並びに工事雑費の積算の取扱いについては、(1) に定めるところによるものとする。

イ 測量設計費

測量設計費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な委託費又は請負費とする。

ウ 用地費及び補償費

(ア) 用地費及び補償費は、土地基盤整備等における用地の買収費、工事に伴う補償金、補償工事費等とする。

(イ) 土地基盤整備等に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費の積算は、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定についてに準じて行うものとする。

第 12 災害等における緊急事業

災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあっては、この要領の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定めるところにより、緊急に事業を実施することができるものとする。

別表

交付対象事業	交付対象事業の内容
(1) 地域連携販売力強化施設	地域の農産物等の販売力強化、ブランド化等のために必要な販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
(2) 農産物等処理加工施設	農産物等の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備
(3) 農産物等集出荷貯蔵施設	農産物等の選別・選果用機械施設、冷却・冷蔵用機械施設、検査用機械施設、出荷用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備
(4) 高生産性農業用機械施設	農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の記に基づき交付の対象となる低コスト耐候性ハウス及びこれらの附帯施設の整備
(5) 農業集落道	農業集落周辺における農業用道路を補完し、主として集落の拠点となる施設等から農地等への連絡や農産物等の運搬等に供する農業集落道の新設又は改良、改修及びこれらの附帯施設の整備
(6) 小規模農林地等保全整備	耕作放棄地を活用して農業生産活動を行うための土地条件整備に必要な次の整備 ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 ウ 暗渠の新設又は変更 エ 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工等 オ 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。） カ 酸性土壤改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 キ 農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良 ク 農地の土砂流失や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備

1 交付額算定交付率

1／2（沖縄県にあっては2／3）とする。

ただし、別表の（4）の交付額算定交付率については4.5／10（沖縄県にあっては2／3）、別表の（5）の交付額算定交付率については5.5／10（沖縄県にあっては2／3）とする。

2 要件等

別表の（2）から（4）までの施設については、（1）の地域連携販売力強化施設又はこれに準ずる施設等と連携するものとする。また、別表の（5）及び（6）の事業については、（1）から（4）までのいずれかの事業と併せ行うものとする。

(別記様式第1号)施設整備対策事業実施計画

事業番号	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付対象事業 費 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)
都道府県附帯事務費									
市町村附帯事務費									
合 計									

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業番号には、実施要領別紙3-1の別表の(1)～(6)の該当する番号を記入すること。
- ・地区名には、所得向上計画の区域の名称を記入すること。
- ・事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- ・事業規模は、施設毎の棟数と床面積など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・交付対象事業費には、全体事業費のうち交付の対象となる事業費(施設別上限事業費等の範囲内の額)を記載すること。

(別記様式第2号)

施設整備対策事前点検シート

計画主体名			
実施期間	～	総事業費（交付金）	千円（千円）

項目	チェック欄	判断根拠
事業の実施期間は適切か		
交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か		
自力又は既に完了した施設等を交付対象とするものでないか		
土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか		
実施要領別紙3－1別表の交付対象事業欄に掲げる（1）の地域連携販売力強化施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか		
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか		
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別紙3－1に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農山村振興局長通知）により適切に行われているか）		
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか		
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		
地域連携販売力強化施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか		
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等の施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか		
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか		
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		
建設・整備コストの低減に努めているか		
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）		
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）		

整備予定場所は、集客の立地性、農業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		
交付対象は施設別上限事業費の範囲内か		
農産物等処理加工施設、農産物等集出荷貯蔵施設及び高生産性農業用機械施設については、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のIIのII-1の第2の4の(2)整備事業の上限事業費の基準に照らし適正であるか		
地域連携販売力強化施設については、延べ床面積1m ² 当たり29万円以内であるか		
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか		
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか		
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか		
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか		
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か		
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）		
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか		
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

(別記様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事・〇〇市町村長 〇〇〇〇 殿

事業実施主体名
代表者氏名 〇〇〇〇 印

令和〇〇年度中山間地域所得向上支援事業（地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備に関する事業）で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

令和〇〇年度において中山間地域所得向上支援事業（施設整備に関する事業）で取得又は効用が増加した施設等が災害（例：台風〇〇号）により被災したので、報告いたします。

記

1 被災施設等の概要

- (1) 所得向上計画の名称
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造及び規格、規模等
- (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担金

(6) 取得年月日

2 災害の概要

(1) 災害の原因

年 月 日台風第〇〇号による強風
(〇〇 気象台調べ ○時○分 m / s (瞬間風速))

(2) 被災の程度

〇〇m²の被覆材及びパイプの破損
破損見積額

3 被害見積価格（復旧可能なものにあっては、復旧見積額）

4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 所得向上計画及び添付資料の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他農林水産大臣が必要と認める書類